

福知山市内で新たに起業・創業される方！創業されて1年未満の方！事業にかかる経費に補助金が出ます！



福知山市起業家支援事業補助金

平成28年4月1日より受付開始！平成29年3月31日までにお申込ください！

今年度からの制度拡充ポイント

- (1) 創業後の方でも創業後1年以内であれば利用できます！
- (2) 広報費等ソフト事業の上限50万円(補助率1/2)補助とは別枠に新たに店舗改修費等ハード事業も上限50万円(補助率1/4)助成します！
- ※ハード事業補助を受けるには認定特定創業支援事業を受けた証明書が必要です。

補助対象者

次の(1)、(2)、(3)、(4)の全てに該当する方

- (1) 福知山市内での起業・創業者や第二創業者又は起業・創業や第二創業を実施後1年未満の者
- (2) 日本政策金融公庫、京都信用保証協会、福知山商工会議所、福知山市商工会または市内金融機関の推薦を受けている者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) その他市長が不適切と認める営業を行っていない者

補助対象事業

以下の表に掲げる種類のいずれかに概ね合致する事業

補助対象者	補助対象事業
1 起業・創業者	地域の需要や雇用を支える事業や海外市場の獲得を念頭とした事業を、福知山市内において興すもの
2 第二創業者	既に事業を営んでいる中小企業者又は特定非営利活動法人であって、後継者が先代から事業を引き継いだ場合において、当該後継者が営んでいる事業の業態転換又は新事業若しくは新分野に進出するもの
3 起業・創業、第二創業を実施後1年未満の者	補助対象者1若しくは2の補助対象事業を完了してから1年未満の間において当該事業を継続させるべく行うもの

※上記に該当する事業であっても風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業や、市が実施する他の助成金制度を活用する事業は対象となりません。

※対象経費や補助率・上限は裏面にあります！

最大100万円助成！

手続きの流れ

- ① 申請書の提出
※対象事業を実施する前に申請が必要です。
 - ② 市より内定通知書を送付
(事業実施期間：内定通知日の翌日から2か月以内)
 - ③ 実績報告書の提出
(提出期限：事業完了日の翌日から2か月以内)
 - ④ 審査後、市より決定通知を送付
 - ⑤ 請求書を提出
 - ⑥ 市より補助金を支払い
- ☆ 上記書類は、ホームページからダウンロードできます

福知山市 起業家支援 [検索](#)

お問合せ

福知山市
農林商工部 商工振興課

tel:0773-24-7075
福知山市字内記13番地の1

E-mail :
syoukou@city.fukuchiyama.lg.jp

補助対象経費

補助率	2分の1以内
上限額	50万円

■ソフト事業

項目	内容
起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る費用	起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る費用 開業、法人設立等に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費 ※登記に係る登録免許税、定款認証料、収入印紙代、その他官公署に対する各種証明類取得費用は対象外
謝金	専門家等に支払われる経費
マーケティング調査費	市場調査費、市場調査に要する郵送料等の実費
広報費	チラシ、パンフレット、カタログ、ポスター、名刺等の作成に要する経費、新聞等への広告掲載・折込チラシ等に要する経費、ホームページの製作に要する経費
インターネットショップの出店にかかる経費	入会金、マニュアル購入費等のショッピングモール出店時に要する経費

補助率	4分の1以内
上限額	50万円

■ハード事業

項目	内容
備品購入費	事業所の開設に伴う機械装置・工具・備品の調達に要する経費。 ※リース代・レンタル代や車両の購入費は対象外
事業所改修費	事業所の開設に伴う外装工事・内装工事に要する経費 ※不動産の購入費は対象外

※ハード事業補助をうけるには福知山市が発行する「認定特定特定創業支援事業を受けたことの証明書」が必要です。

認定特定創業支援事業を受けたことの証明書とは？

福知山市内で、創業支援事業者から創業支援を受けた場合に福知山市が発行する証明書です。この証明書を受けるには次のいずれかに該当する必要があります。

- 福知山商工会議所、福知山市商工会、京都信用保証協会のいずれかに延べ4回以上かつ1か月以上の期間において、指導助言を受けた者
- 福知山商工会議所、福知山市商工会が実施する創業スクールを受講した者